

## 第6章 悪臭，土壤汚染，化学物質

### 1. 悪臭防止法に基づく県規制状況

悪臭は悪臭防止法によって規制されています。悪臭防止法は，事業活動に伴って悪臭を発生している工場や事業場に対して必要な規制を行うとともに悪臭防止対策を推進させることにより，住民の生活環境を保全することを目的として昭和46年に制定された法律です。

悪臭公害の主要な原因となっている物質として，下表の特定悪臭物質（22物質）が指定されています。都道府県知事，政令指定都市，中核市，特例市及び特別区の長が当該地域または当該区域の実状に応じて臭気強度2.5～3.5の範囲内で敷地境界線上の規制基準（1号基準）を定めます。

悪臭防止法に基づく県規制状況規制地域内の事業場の敷地境界線の規制については，下欄に示します。ノルマル酪酸については臭気強度3.5，その他の特定悪臭物質については，臭気強度2.5に相当する値となっています。

#### ◆臭気強度と特定悪臭物質濃度

（単位：ppm）

悪臭物質／臭気強度	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	トリメチルアミン	アセトアルデヒド	プロピオンアルデヒド	ヒドノルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド	ヒドノルマルバレルアルデヒド
2.5	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005	0.05	0.05	0.009	0.02	0.009
3	2	0.004	0.06	0.05	0.03	0.02	0.1	0.1	0.03	0.07	0.02
3.5	5	0.01	0.2	0.2	0.1	0.07	0.5	0.5	0.08	0.2	0.05
施行年月日	S49.3.1				S53 4.1	S49 3.1	S53 4.1	H8.1.1			

悪臭物質／臭気強度	デヒドイソバレルアル	イソブタノール	酢酸エチル	ルケトン	メチルイソブチ	トルエン	スチレン	キシレン	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸
2.5	0.003	0.9	3	1	10	0.4	1	0.03	0.001	0.0009	0.001	
3	0.006	4	7	3	30	0.8	2	0.07	0.002	0.002	0.004	
3.5	0.01	20	20	6	60	2	5	0.2	0.006	0.004	0.01	
施行年月日	H18.1.1					S53 4.1	H8 1.1	H3.6.1				

○＝熊本県の規制基準

出典：熊本県環境保全関係基準集

6段階臭気強度表示法

臭気強度	内 容	熊本県が基準値としている臭気強度
0	無臭	/
1	やっと感知できるにおい（検知閾値）	
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい（認知閾値）	
2.5	2と3の中間値	A地域の基準（ノルマル酪酸以外）※宇土市
3	楽に感知できるにおい	B地域の基準（ノルマル酪酸以外）
3.5	3と4の中間値	ノルマル酪酸の基準
4	強いにおい	/
5	強烈なにおい	

出典：熊本県環境保全関係基準集

★特定悪臭物質：規制物質

悪臭防止法で次の22物質が特定悪臭物質として規制がなされています。

特定悪臭物質名	化学式	臭いの性質	主な発生源事業場
アンモニア	$\text{NH}_3$	し尿のような臭い	畜産事業場，化学肥料工場，魚腸骨処理場，鶏糞乾燥場，ごみ処理場，し尿処理場，下水処理場など
メチルメルカプタン	$\text{CH}_3\text{SH}$	腐ったたまねぎ臭	クラフトパルプ製造業，医薬品製造業，化製場，でん粉製造業，ごみ処理場，し尿処理場，下水処理場など
硫化水素	$\text{H}_2\text{S}$	腐った卵臭	畜産事業場，クラフトパルプ製造業，セロファン製造業，レーヨン製造業，魚腸骨処理場，フェザー処理場，ごみ処理場，し尿処理場，下水処理場など
硫化メチル	$(\text{CH}_3)_2\text{S}$	腐ったキャベツ臭	クラフトパルプ製造業，魚腸骨処理場，ごみ処理場，し尿処理場，下水処理場，石油精製業など
二硫化メチル	$\text{CH}_3\text{SSCH}_3$	腐ったキャベツ臭	クラフトパルプ製造業，化製場，魚腸骨処理場，ごみ処理場，し尿処理場など
トリメチルアミン	$(\text{CH}_3)_3\text{N}$	腐魚臭	畜産事業場，魚腸骨処理場，複合肥料製造業，化製場，水産缶詰製造業など

アセトアルデヒド	$\text{CH}_3\text{CHO}$	青ぐさい刺激臭	アセトアルデヒド製造工場，酢酸製造工場，酢酸ビニル製造工場，たばこ製造工場，複合肥料製造工場，魚腸骨処理場など
プロピオンアルデヒド	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{CHO}$	甘酢っぱい焦げた刺激臭	塗装工場，その他の金属製品製造工場，自動車修理工場，印刷工場，魚腸骨処理場，油脂系食料品製造工場，輸送用機械器具製造工場など
ノルマルブチルアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)\text{CHO}$		
イソブチルアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCHO}$		
ノルマルバレルアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{CHO}$	むせるような甘酢っぱい焦臭	
イソバレルアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{CHO}$		
イソブタノール	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{OH}$	刺激的な発酵臭	塗装工場，その他の金属製品製造工場，自動車修理工場，木工工場，繊維製品製造工場，その他の機械製造工場，印刷工場，輸送用機械器具製造工場，鋳物工場等
酢酸エチル	$\text{CH}_3\text{CO}_2\text{C}_2\text{H}_5$	シンナーのような刺激臭	
メチルイソブチルケトン	$\text{CH}_3\text{COCH}_2\text{CH}(\text{CH}_3)_2$		
トルエン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}_3$	ガソリン臭	
スチレン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}=\text{CH}_2$	都市ガスのような臭	スチレン製造工場，ポリスチレン製品製造工場，SBR 製造工場，FRP 製品製造工場，化粧合板製造工場など
キシレン	$\text{C}_6\text{H}_4(\text{CH}_3)_2$	ガソリン臭	塗装工場，その他の金属製品製造工場，自動車修理工場，木工工場，繊維製品製造工場，その他の機械製造工場，印刷工場，輸送用機械器具製造工場，鋳物工場など
プロピオン酸	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{COOH}$	酢っぱい刺激臭	脂肪酸製造工場，染色工場，畜産事業場，化製場，でん粉製造工業など
ノルマル酪酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{COOH}$	汗臭	畜産事業場，化製場，魚腸骨処理場，鶏糞乾燥場，畜産食糧品製造工場，でん粉製造工場，し尿処理場，廃棄物処分場等
ノルマル吉草酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{COOH}$	むれた靴下臭	
イソ吉草酸	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{COOH}$		

出典：熊本県環境保全関係基準集

## 2. 土壤汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1 l につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては米 1 kg につき 0.4 mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 l につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 l につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1 l につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1 l につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 l につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 l につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1 l につき 0.002 mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 l につき 0.004 mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.1 mg 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.04 mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 l につき 1 mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 l につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 l につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 l につき 0.01 mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 l につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1 l につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1 l につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 l につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 l につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1 l につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 l につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1 l につき 1 mg 以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1 l につき 0.05 mg 以下であること。
備考 1	環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては別に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
備考 2	カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 l に

つき0.01mg, 0.01mg, 0.05mg, 0.01mg, 0.0005mg, 0.01mg, 0.8mg及び1mgを超えていない場合には,それぞれ検液1ℓにつき0.03mg, 0.03mg, 0.15mg, 0.03mg, 0.0015mg, 0.03mg, 2.4mg及び3mgとする。

3「検液中に検出されないこと」とは,別に揚げる方法により測定した場合において,その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4有機燐とは,パラチオン,メチルパラチオン,メチルジメトン及びEPNをいう。

出典：環境省ホームページ

項 目	環 境 上 の 条 件
ダイオキシン類	土壌1gにつき1,000pg-TEQ以下であること。
備考	1ダイオキシン類の基準は,2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラジオキシンの毒性に換算した値とする。また,環境基準が達成されている場合であって,土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には,必要な調査を実施することとする。

出典：熊本県環境保全関係基準集

### 3. 化学物質

平成8年5月に大気汚染防止法が改正され,低濃度ではあるが長期曝露によって人の健康を損なうおそれのある有害大気汚染物質の対策について制度化された。これを受け,平成8年10月の中央環境審議会答申(第二次答申)において,「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」として234物質,その中でも有害性の程度や大気環境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考えられる物質として22の「優先取組物質」がリスト化され,平成10年度から,大気汚染防止法に基づき地方公共団体(都道府県及び大気汚染防止法の政令市)において優先取組物質のモニタリングが本格的に行われている。